徳島市中小企業振興基本条例 (素案)解説

(前文)

徳島市は、美しい水と緑に恵まれた徳島県の政治・経済・文化の中心都市である。江戸時代から 明治時代にかけては、藍産業の興隆により、全国的にも有数の商業都市へと発展した。太平洋戦争 における空襲によって市街地の大半が焼失したが、戦後は、市民の旺盛な復興意欲により、近代的 な都市へと変貌を遂げ、多様で活力ある産業が育まれてきた。

その中にあって、中小企業は、市内企業の大多数を占め、地域の経済と市民の雇用を支えるとと もに、地域に根差した活動を通じてまちづくりに貢献し、地域社会の担い手として、本市の発展と 市民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、近年、経済のグローバル化や国際分業の進展により国境を越えた企業間競争が激化しているほか、少子社会の到来に伴い、今後、国内における市場規模の縮小や労働力人口の減少が見込まれるなど、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、これまで地域社会を支えてきた中小企業の活力の低下が懸念されている。

このような状況の下で、中小企業が成長発展し、これからも本市の発展を牽引する役割を果たしていくためには、中小企業者自らが経営革新や新たな事業の創出、経営基盤の強化などに積極的に取り組むとともに、市、中小企業団体、大企業者その他中小企業に関わる全てのものが中小企業の重要性や社会的役割を認識し、中小企業がその持てる力を最大限に発揮し得るよう、社会全体で支援していくことが必要である。

ここに、中小企業の振興を市政の重要課題として位置づけ、社会が一体となって中小企業の振興に取り組むため、この条例を制定する。

【説明】

前文とは、条例の制定の背景や趣旨、目的、基本原則などを書いた文章であり、条例の制定の理念を<u>強調して宣明する必要がある場合に置かれる</u>ものである。

ここでは、本市が経済的社会的に発展してきた歴史的背景や中小企業が本市経済及び市民生活で果たしてきた役割や重要性などを記述している。

また、中小企業が置かれている厳しい経営環境などを中小企業に関わる全てのものが認識し、かつ、中小企業がその持てる力を最大限に発揮し得るよう、中小企業の振興を市政の重要課題として位置づけ、社会が一体となって中小企業の振興に取り組むという理念を明示している。

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者等の 努力及び大企業者等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることに より、中小企業の振興に関する取り組みを総合的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市 民生活の向上に寄与することを目的とする。

【説明】

目的規定は、一見して条例の内容を理解することができるよう、条例の立法目的を簡潔に示したものであり、条例全体の解釈・運用の指針となるものである。

この条例は、中小企業振興に関する基本的な方向性や姿勢を中小企業者、市民等に示すいわゆる理念条例である。条例の目的が中小企業の振興を図る趣旨であることを規定するとともに、このことにより最終的には本市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを明記している。

(定義)

第2条 この条例において,次の各号に掲げる用語の意義は,当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定するものであ って、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定するものであって、市内に事務所又は事 業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 徳島商丁会議所、国府町商丁会、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32 年法律第185号)第3条第1項に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法(昭和37年法律第141 号)の規定に基づき設立された商店街振興組合その他これらに準ずる団体であって、市内に事 務所を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

【説明】

用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすため規定したものである。

ここでは、「中小企業者」、「中小企業団体」、「大企業者」の定義について規定している。また、 「市内に事務所又は事業所を有する」とは、市内に本店、支店又は営業所等を有することをいう。

第1号「中小企業者」及び第2号「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項各号 及び第5項に規定する資本金、従業員数のいずれかの基準を満たす事業者をいう。

中小企業者及び小規模企業者の定義

(業種分類は日本標準産業分類を引用)

13年末日次63元代日本日本代表			
業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち 小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時雇用する 従業員	常時雇用する 従業員
製造業・建設業・運輸業・ その他(~ を除く業種)	3億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5人以下

第3号の「中小企業団体」のうち、「中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定 する中小企業団体」とは、市内にある次の団体をいう。

- 1.事業協同組合 2.事業協同小組合 3.火災共済協同組合

- 4.信用協同組合 5.協同組合連合会
- 6.企業組合

- 7.協業組合
- 8. 商工組合
- 9. 商工組合連合会
- 2.3.4 については、現在市内にない。

「その他これらに準ずる団体」とは中小企業の振興を目的とする団体をいう。

- 1. 徳島県中小企業団体中央会 2. 徳島県商店街振興組合連合会
- 3. 徳島県経営者協会
- 4. 徳島経済同友会
- 5. 徳島県中小企業家同友会 など

「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫が生かされること。
- (2) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な努力が促進されること。
- (3) 経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、中小企業者の多様で活力ある 成長発展が図られること。
- (4) 国、県、市、中小企業団体、大企業者、その他中小企業者を支援する機関及び市民による連携協力が図られること。また、このことにより、本市域内(以下、「域内」という。)における地域資源の活用や商取引の拡大等が図られ、地域経済の循環が促進されること。
- (5) 前各号の基本理念にのっとった中小企業の振興に当たっては、小規模企業が地域の特色を生かした事業活動を行い、地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、将来における本市経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることにかんがみ、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨として、小規模企業の活力が最大限に発揮されるよう、事業活動に対する事業環境が整備されること。

【説明】

中小企業の振興の理念について明記し、行政、中小企業団体、大企業者等及び市民が一体となって推進していくことを規定したもの。

第1号では、中小企業者の積極的な新たな商品・製品開発などの創造性に富んだ事業活動などを前提とし、中小企業者の創意工夫が生かせるような取組みが重要であることを規定している。

第2号では、中小企業者が、現状に満足することなく自ら事業展開を積極的に切り拓くような努力を前提とし、中小企業者の自主的な努力を促進するような取組みが重要であることを 規定している。

第3号では、中小企業者を取り巻く経済環境が、少子高齢化や経済のグローバル化による国際競争の激化などめまぐるしく変化し

ていることから、このような経済的社会的環境の変化に対して、中小企業者が的確かつ円滑に対応し、中小企業者の多様で活力ある成長発展を図るような取組みが重要であることを規定している。

第4号では、国、県、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学及び市民など、中小企業の振興に関わる全てのものが中小企業の重要性や社会的役割を認識し、連携協力して中小企業の振興に取り組むことが重要であることを規定している。

また、地域で生産されたものがその地域で消費され、また、地域に内在するものを地域外に 発信するなどして、地域外からの財貨を獲得することによって経済循環が持続的なものにな ることから、この持続的な地域経済循環を促進するような取組みが重要であることを規定し ている。

第5号では、本市において小規模企業が地域社会に安定と活力をもたらしていることを踏ま え、小規模企業者の自主的な努力が助長され、小規模企業者の活力が最大限に発揮できるよ う事業環境を整備するような取組みが重要であることを規定している。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、 及び実施しなければならない。この場合において、中小企業の実態を把握するとともに、中小 企業者及び中小企業団体の意見を反映するよう努めなければならない。
- 2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正 な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めなければならない。

【説明】

中小企業の振興を推進するために、その重要性を認識したうえで市が担っていく責務について 規定している。「市の責務」とすることによって、中小企業者等の「努力」や大企業者・金融機 関・大学の「役割」よりも強い位置付けとしている。

第1項では、中小企業を取り巻く経済的社会的環境の変化を的確に捉え、中小企業振興施策を 企画立案し、効果的に実施することを責務としている。その際には、中小企業の実態を正しく 把握し、中小企業者及び中小企業団体の意見を反映するよう努めることを規定している。なお、 本条例施行後の市民への普及・啓発についても、市の重要な責務となる。

第2項では、市が工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合に中小企業者の受注機会の確保に努めることを規定している。本条例では、地域経済循環の促進を重点の一つに掲げていることから、責務として位置付ける。

具体的には、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)の他、同法に基づき発せられる国の方針等を踏まえるとともに、本市では「徳島市地元企業優先発注等に係る実施方針」に基づき、地元企業の受注機会の確保及び地元企業の育成を目的として、関係法令等を遵守しつつ、市内企業への優先発注に取り組むほか、市産品の活用、適切な納期・工期の設定、適切な予定価格の作成等により、中小企業者の受注機会の確保に努める。

(児童及び生徒の勤労観等の醸成)

- 第5条 市は、児童及び生徒に対する勤労観及び職業観の醸成を促進するため、小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校における主体的な進路設計に向けた学習等、働くことの意義を実感できる体験活動等の充実に努めるものとする。
- 2 中小企業者は、児童及び生徒に対する職場体験等に協力するよう努めるものとする。

【説明】

ここでは、人材育成上の観点から、将来を担う児童及び生徒への勤労観等の醸成を図ることに ついて規定している。

第1項では、「働く」ことへの関心・意欲を高め、主体的な進路設計につなげるために、小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校における主体的な進路設計に向けた学習等、働くことの意義を実感できる体験活動等の充実に努めることを規定している。

第2項では、中小企業者は前項の職場体験等の取組みに協力するように努めることを規定している。

(中小企業者等の努力)

- 第6条 中小企業者は、経済的社会的環境への変化に即応するため、自主的に経営の革新及び経営 基盤の強化に努めなければならない。
- 2 中小企業者は、事業活動を行うにあたっては、域内における連携を重視し、域内において生産、 製造、又は加工される物品を取り扱い、及び域内で提供されるサービスを利用するよう努めるも のとする。
- 3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、より豊かで住みやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 4 中小企業団体は、その活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上その他中小企業の振興に努めなければならない。

【説明】

中小企業の振興は、基本理念にもあるように、中小企業者自身の自主的な努力が前提であることを明示している。

第1項では、中小企業者は、経済的社会的環境への変化に即応するために、自主的に経営の革新及び経営基盤の強化など、積極的かつ自主的に努めることを規定している。

「経営の革新」とは、中小企業基本法第2条第2項によるものとする。

この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

第2項では、中小企業者が事業活動を行うにあたって、域内での連携を重視し、生産、製造、 又は加工されるものやサービスの利活用による地域経済の循環に努めることを規定している。

第3項では、中小企業者は経営の向上だけでなく、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図りながら、環境美化、防災・防犯、まちづくりなどに取り組み、より豊かで住みやすい地域社会の実現に貢献するよう努めることを規定している。

第4項では、中小企業団体は、中小企業の抱えている様々な諸問題を是正するための役割を担っていることから、その活動を通じて、中小企業の振興に努めることを規定している。

(大企業者の役割)

- 第7条 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展に果たす重要な役割を理解するとともに、 中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認 識し、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。
- 2 大企業者は、事業活動を行うにあたっては、域内における連携を重視し、域内において生産、 製造、又は加工される物品を取り扱い、及び域内で提供されるサービスを利用するよう努めるも のとする。

【説明】

中小企業基本法第7条第3項では「中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と 関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するよ うにしなければならない。」と規定されている。大企業者は、中小企業と比較して、事業所数こ そ少ないものの、 地域社会や中小企業に対して大きな影響力を有していることから、中小企業 振興に対して一定の役割を求めるものである。

第1項では、大企業者は、大企業者と中小企業者の事業活動が共に地域経済の発展に大きく貢献していることを理解するとともに、事業活動の維持及び発展には、欠くことのできない重要なパートナーであることを認識し、中小企業者と積極的な交流を図り、助け合いながら共に地域経済の活性化に努めることを規定している。

第2項では、大企業者も中小企業者と同様に、事業活動を行うにあたっては、域内での連携を 重視し、生産、製造、又は加工されるものやサービスの利活用による地域経済の循環に努める ことを規定している。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、円滑な資金供給をはじめコンサルティング機能を発揮し、中小企業者の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

【説明】

金融機関は、中小企業の事業活動において資金供給や経営改善などの面で密接に関係があり、中小企業の経営課題の解決に果たす役割が大きいことから、中小企業振興に一定の役割を求めるものである。

本条では、金融機関は、資金供給者としての役割にとどまらず、必要に応じて、経営相談などのコンサルティング機能を発揮することにより、中小企業者の健全な発展に協力するよう努めることを規定している。

(大学の役割)

第9条 大学 (学校教育法 (昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学をいう。)は、産学官 の連携による取組みが中小企業の振興にとって重要なものであることにかんがみ、中小企業者が 基本理念の実現に向けて取り組む事業活動への協力や、人材の育成並びに研究及びその成果の普 及に努めるものとする。

【説明】

大学は、中小企業と連携した新製品・新技術の研究開発、研究成果の普及、優れた人材の育成 及び中小企業への人材供給などにおいて、中小企業の振興に多大な貢献が期待できる機関である ことから、一定の役割を求めるものである。

「大学」とは、市内にある学校教育法第1条に規定する大学をいう。

- 1. 徳島大学 2. 四国大学 3. 徳島文理大学

学校教育法第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、 大学及び高等専門学校とする。

(市民の理解及び協力)

- 第10条 市民は、中小企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす重要な役割を理解し、 中小企業者の健全な発展に協力するよう努めるものとする。
- 2 市民は、消費者として、域内において生産、製造、又は加工される物品及び域内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

【説明】

市民に対して中小企業が果たす役割を理解し、中小企業の健全な発展に協力することを求めものであることから、「青務」や「役割」ではなく「理解と協力」としている。

なお、「協力するように努めるもの」とは、一般の市民に対し、協力することを義務づけるものではなく、あくまで協力を期待するものである。

第1項では、市民は、中小企業が成長発展することによって、雇用が創出され、地域経済が活性化し、市民生活も向上するという好循環を生み出すことを理解するとともに、中小企業者が健全に発展するよう、市が実施する施策への協力を期待するものである。

第2項では、市民は、消費者として、域内での連携を重視し、生産、製造、又は加工されるものやサービスの利活用による地域経済の循環に努めることを規定しているが、日常の生活の中で中小企業者が供給する製品等の利用に努めるなど中小企業振興のための協力を期待するものである。

(施策の基本方針)

- 第11条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する 施策を策定し、実施するものとする。
- (1) 中小企業の経営の革新及び創業を促進すること。
- (2) 中小企業の経営基盤の強化を促進すること。
- (3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化を促進すること。
- (4) 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。
- (5) 第3条第5項の基本理念にのっとり、小規模企業の経営の状況または成長発展の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。
- (6) その他基本理念の実現に資する措置を講じること。

【説明】

この規定は、これまで行ってきた施策を踏まえ、今後の中小企業の振興にとって重要な事項を 整理し、本市が中小企業の振興に関する施策を実施するための基本的な方針を規定するものであ る。

今後は、この方針に基づき、経済的社会的環境の変化に対応しつつ、具体的な施策を展開していくことになる。

第1号では、中小企業の発展にとって不可欠な経営革新(技術開発や新製品・新サービス等の開発、生産・販売の効率化、新たな経営管理方法の導入等)や創業及び新たな事業分野への進出を促進することを規定している。

(例)製品の開発や生産、新たなサービスの開発や提供、創業支援施策など

第2号では、経営資源の確保、産業の集積の活性化、従業者の福祉の向上等、経営基盤の強化 を促進することを規定している。

(例)人材の育成及び確保、資金供給の円滑化、地域経済循環の促進、事業承継支援、商店街振興、勤労者福祉の向上、市からの受注機会増大に関する施策など

第3号では、中小企業が経済的社会的環境の変化に対応し、経営の安定化や事業転換等に円滑 に対応できるための必要な施策を講じることを規定している。

(例)セーフティネット保証制度の対象となる企業の認証、経済変動対策資金による上乗せ融 資など

第4号では、中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進するために必要な施策を 講じることを規定している。

なお、本条例施行後の市民への普及・啓発も含まれる。

第5号では、本市において小規模企業が地域社会に安定と活力をもたらしていることを踏まえ、人材、資金、情報など経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の経営や成長発展の状況に応じて、必要な考慮をするような取組みが重要であることを規定している。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう 努めるものとする。

【説明】

ここでは、中小企業の振興に関する具体的な施策の実施に必要な財政上の措置について確認するものである。

本条では、中小企業振興施策を推進する上での財政上の配慮について規定している。施策の実 効性の担保には財政的な裏付けが必要であり、厳しい財政状況下であっても、施策の優先度と 効果を十分検討した上で、予算の確保と効率的な執行に努めることを明記するもの。

(中小企業振興対策委員会)

- 第13条 中小企業の振興対策の樹立及び中小企業振興施策の推進に関する事項を調査審議する ため、徳島市中小企業振興対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 本市議会の議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の役員
- (4) 学識経験のある者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【説明】

中小企業の振興に関する重要事項ついて、検討する組織について規定している。 現在、設置されている「中小企業振興対策委員会」を本条例に基づく機関として位置付けるものとする。

(実施状況の公表)

第14条 市は、毎年度、中小企業振興に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

【説明】

本条例の基本方針に基づき、中小企業の振興のために講じた施策について、市民一般にその内容を公表することを規定している。

中小企業振興に関する施策の実施状況の公表は、情報の公開や市民の理解及び協力の促進といった観点からも重要であることから、毎年度、市ホームページ等で公表することを規定している。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

本条例の施行に関し必要な事項については、規則や要綱等で別に定めることを明示している。